

# INSIDES 利用約款 変更点一覧

2025年3月24日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第3条3項	<p>甲は、INSIDES のサービスを利用する場合、必要な ID の数（ただし、別途乙が定める最低利用数を満たすものとする）および利用期間の終期を明らかにして、システム基本契約の契約期間中に、INSIDES のシステムより、乙に対し ID の利用を申し込むものとする。ID の利用期間は、申込完了日を始期とし、<u>申込完了日の属する月の初日から数えて 12 ヶ月以上 23 ヶ月以下の間で、甲が 1 ヶ月単位で設定した期日を終期とする。</u>甲の申し込みの意思表示が乙に到達した時点で、甲乙間に当該利用期間を契約期間とする ID 利用契約が成立する。</p>	<p>甲は、INSIDES のサービスを利用する場合、必要な ID の数（ただし、別途乙が定める最低利用数を満たすものとする）<u>ならびに</u>利用期間の始期および終期を明らかにして、システム基本契約の契約期間中に、INSIDES のシステムより、乙に対し ID の利用を申し込むものとする。ID の利用期間の始期は、<u>申込完了日または申込完了日の翌月 1 日</u>とし、甲が選択できるものとする。また利用期間の終期は、<u>利用期間の始期の属する月の 1 日</u>から数えて 12 ヶ月以上 23 ヶ月以下の間で、甲が 1 ヶ月単位で設定した期日とする。甲の申し込みの意思表示が乙に到達した時点で、甲乙間に当該利用期間を契約期間とする ID 利用契約が成立する。</p>	<p>ID 利用契約の始期を、申込完了日または申込完了日の翌月 1 日とすることに伴う変更</p>
第8条	<p>1. 甲は、甲自らまたは甲以外の法人（甲の親会社、子会社、関係会社等を含む）もしくは個人（以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という）をして、如何なる方法によっても、INSIDES に関し、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。</p> <p>2. 甲は、乙が予め承諾した利用目的においてのみ、INSIDES を利用できるものとし、乙が承諾した利用目的以外での利用、または第三者に対する利用の許諾をしてはならない。</p> <p>3. <u>甲は、甲自らまたは第三者をして、INSIDES と同一または類似したサービスを作成したり、提供したりしてはならない。</u></p> <p>4. 甲が、INSIDES を利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、甲は、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたいうえで、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出る。なお、乙は、当該第三者が INSIDES の提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、当該第三者の作業代行を認めないことができる。</p> <p>5. 甲は、INSIDES を利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負う。</p>	<p>1. 甲は、甲自らまたは甲以外の法人（甲の親会社、子会社、関係会社等を含む）もしくは個人（以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という）をして、如何なる方法によっても、INSIDES に関し、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。</p> <p>2. 甲は、乙が予め承諾した利用目的においてのみ、INSIDES を利用できるものとし、乙が承諾した利用目的以外での利用、または第三者に対する利用の許諾をしてはならない。</p> <p>3. 甲が、INSIDES を利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、甲は、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたいうえで、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出る。なお、乙は、当該第三者が INSIDES の提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、当該第三者の作業代行を認めないことができる。</p> <p>4. 甲は、INSIDES を利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負う。</p>	<p>・競業避止義務を削除 ・3 項の削除に伴う項番号の変更</p>

	<p>6. 甲は、ユーザー、従業員または第 4 項に定める第三者（以下「ユーザー等」という）の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、ユーザー等が本約款に定める義務に違反した場合、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。</p>	<p>5. 甲は、ユーザー、従業員または第 3 項に定める第三者（以下「ユーザー等」という）の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、ユーザー等が本約款に定める義務に違反した場合、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。</p>	
付則	<p><u>2022 年 3 月 23 日以前に成立した INSIDES の利用に関する契約には、その終了まで、2022 年 3 月 23 日時点の INSIDES 利用約款が適用されるものとする。ただし、項目追加オプションの利用に関する契約は、当該機能が INSIDES の標準機能となることから、2022 年 3 月 23 日をもって終了し、以降は当該機能を無償で利用できるものとする。</u></p>	-	<p>対象となる契約がなくなったことに伴う削除</p>